

昭和六十二年政令第三百三十五号

内閣は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第三項に規定する限度税率を定める政令（昭和四十四年政令第百六五号）の全部を改正する」の政令を制定する。

第一条 この政令において、「租税条約」、「相手国等」、「相手国居住者等」又は「限度税率」とは、それぞれ租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する租税条約、相手国等、相手国居住者等又は限度税率をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第一条の二 所得税法施行令（昭和四十一年政令第一九六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第二条の二第一項の規定を法第三条から第三条の二の二まで、第三条の三、第四条第五条の二から第七条まで及び第十二条並びにこの政令において適用する場合について準用する。

2 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第二条の二第一項の規定を法第四条、第五条、第六条の二、第七条及び第十二条並びにこの政令において

て適用する場合について準用する。
前二項に定めるもののほか、法人税法（昭和四十年法律第三十三号）、第四条の三に規定する受託法人又は同法第二条第二十九号の二に規定

する法人認証申請の受益者についての法（第八条から第十一条の三まで及び第十三条を除く。）又はこの政令の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。
（免税対象の役務提供対価に係る所得税の還付請求手続）

住者等が同項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、還付請求書を、当該免税相手国居住者等に対し同項に規定する免税対象の

役務提供対価（以下この条において「免税対象の役務提供対価」という。）の支払をする者（その者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二十二第一項に規定する免税芸能法人等に該当する場合には、その者に対して免税対象の役務提供対価の支払をする者）のその支払につき所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第二百十二条第一項の規定により徵収をすべき所得税の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

（第三国团体配当等に係る申告書の記載事項等）

第二条の二 法第三条の二第十三項の規定において同項に規定する非居住者又は外国法人が支払を受ける同項に規定する第三国团体配当等について所得税法第二百七十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項第一号中「第六百十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない」とあるのは「租税条約等の実施に伴う場合においては、同条第一項第一号中「第六百十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する第三国团体配当等の額のうち同項又は同条第八項の規定の適用を受ける」と読み替えるものとする。

2 法第三条の二第十四項後段の規定の適用がある場合において、同項に規定する非居住者の同項に規定する申告不要第三国团体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税につき、所得税法第一百六十六条において準用する同法第二編第五章の規定の適用を受けるとき、及び同法第一百六十八条において準用する同編第八章の規定の適用を受けるとき、並びに同法第五編第二章の規定の適用を受けるときの同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条 第四項	税山林所得金額の見積額に及び課	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規
---------	-----------------	---

る同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

十六条第一項第二号及び第二項第二号	二項第二号の規定に準じて	額	所得金	課税総額
六	三号	号及び第二項第二号	十六条第一項第二号	第二百六十二条の規定に準じて
四項	第一条第百十一条	及 税 所得 額 の 見 積 額 に つ き 第 三 章 (税額の計算)	十二 条 の 金 額	總 所得 額
第三条の二第十四項後段の規定の適用がある場合における災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二第十四項に規定する申告不要第三国団体配当等による利子所得の金額又は配当所得の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。(特定配当等による所得税法の適用に関する特例等)	法第三条の二第十六項後段の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」といふ。)第三条の二第十六項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)に規定する特定利子に係る利子所得の金額(同条第十七項第三号の規定に	第三国団体配当等による課税配当所得等の金額と課税配当所得等の金額	要第三国団体配当等による課税配当所得等の金額と課税配当所得等の金額

第一項 第十條 第百二 第	、そ の年 分の 金額	第一項 第一条 第 一百十 四項				第五 法第三条の二第十六項後段の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項の規定」とする。			
		及び 課 税山 林 所得金 額の見 積額に つき第 三章 (税額の 計算)	、租税 条約等の 実施に伴 う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関 する法律（以下「租税 条約等実施特例法」という 。)第三条の二第十八項 (配当等又は譲渡収益に 対する源泉徴収に係る所 得税の税率の特例等)に 規定する特定収益分配に 係る配当所得の金額（同 条第十九項第四号の規定 により読み替えられた第 七十二条から第八十七条 まで（雜損控除等）の規 定の適用がある場合には 、その適用後の金額。以 下「特定収益分配に係 る課税配当所得の金額」と いう。)及び課税山林所 得金額の見積額につき第 三章(税額の計算)及び 租税条約等実施特例法第 三条の二第十八項	、租税 条約等の 実施に伴 う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関 する法律（以下「租税 条約等実施特例法」という 。)第三条の二第十八項 (配当等又は譲渡収益に 対する源泉徴収に係る所 得税の税率の特例等)に 規定する特定収益分配に 係る配当所得の金額（同 条第十九項第四号の規定 により読み替えられた第 七十二条から第八十七条 まで（雜損控除等）の規 定の適用がある場合には 、その適用後の金額。以 下「特定収益分配に係 る課税配当所得の金額」と いう。)及び課税山林所 得金額の見積額につき第 三章(税額の計算)及び 租税条約等実施特例法第 三条の二第十八項					

第二項 第十一條の 二	第三章 （税額の計算）及 び租税条約等実施特例法 第三条の二第二十二項 の規定の適用が ある場合における所得税法施行令の規定の適用が については、次の表の上欄に掲げる同令の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 げる字句とする。	金額 総所得	金額 所得 課税総 額 所得金 額 課税總 額 賞金等に 係る課税 一時所 得の金額	金額 並得
第一項 第十一條の 二	法第三 十二条第二 項後段の規 定の適用が ある場合にお ける所得税法 施行令の規定 の適用が については、次 の表の上欄に掲 げる同令の規 定 中同表の中欄 に掲げる字句 は、同表の下欄 に掲 げる字句と する。	13 法第三 十三条の二 第二項後段 の規定の適 用が ある場合にお ける所得税法 施行令の規定 の適用が については、次 の表の上欄に掲 げる同令の規 定 中同表の中欄 に掲げる字句 は、同表の下欄 に掲 げる字句と する。	第一項 第十一條の 二	第一項 第十一條の 二

第三号	第二百五十一項	第二百五十二項	第二百五十三項	第二百五十四項	第二百五十五項	第二百五十六項
八条第一項	八条第一項	八条第一項	八条第一項	八条第一項	八条第一項	八条第一項
課税総額	得金額	総所得	金額	金額	金額	金額

における同条第一項に規定する保険料又は同条第三項に規定する特定社会保険料の金額の計算の基礎となつた期間の月数を乗じて計算した金額とする。
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十
二号）

五号)第二十条第一項に規定する標準報酬月額に保険料率額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率(その年の十一月の属する同法第八十一条第四項の表の上欄に掲げる月分に応じそれぞれ同表の下欄に定める率をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

二 厚生年金保険法第二十四条の四第一項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額に三を乗じてこれを十二で除して計算した金額

三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率(同法第一百六十条第一項の規定により同項の一般保険料率として決定される率のうち最も高いものをいう。次号において同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

四 健康保険法第四十五条第一項のただし書の規定により定められる標準賞与額の限度額に保險料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額を十二で除して計算した金額

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは一月とする。

法第五条の二の二第五項に規定する特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払った又は控除される同項の特定社会保険料の金額(同条第三項又は第六項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。)に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

法第五条の二の二第五項に規定する相手国居住者等は、同項の規定による還付を受けようとする場合には、その年の翌年一月一日(同日前に同項の特定社会保険料の総額が確定した場合には、その確定した日)以後に、当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した還付請求書に総務省令、財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項目において同じ)であつた期間内に支払った又は控除される法第五条の二の二第一項に規定する特定保険料がある場合及び非居住者であつた期間内に支払った又は控除される同項に規定する特定社会保険料がある場合における所得税法施行令第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得の金額を」とあるのは、「所得の金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第五条の二の二第二項(保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例)の規定により読み替えた法第二十八条又は第五十七条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において同じ。)を」と、同項第六号中「税率」とあるのは「税率(租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と「所得税の額(当該所得の額が租税条約等実施特例法第五条の二の二第五項の規定の適用を受ける同項の給与又は報酬に係るものである場合には、同項の規定により還付された金額を控除した残額とする。)を計算し」と同条第三項第三号中「社会保険料の金額」とあるのは「社会保険料(租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項の規定により法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなされる租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項に規定する保険料を含む。)の金額」とする。

第六条 法第七条第一項の規定による居留地に係る税額の算定に規定する内国法人の法人税法第二条第十九条第一項に規定する利益積立金額の計算については、同項の規定により減額される所得の金額のうち、相手国居住者等に支払われない金額は、法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

二 法第七条第五項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等（次号において「租税の課税標準等・税額等」という。）又は同条第二項に規定する租税の課税標準等（同号において「国外事業所等に係る租税の課税標準等」という。）につき財務大臣が相手国等の権限に基づき相手国居住者等が、同号の合意に基づき同号に規定する租税の課税標準・税額等を算定されたこと。

二 前号の相手国等に係る租税の課税標準・税額等又は居住者若しくは内国法人に係る国外事業所等に係る租税の課税標準等が計算されたことにより当該相手国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る滞税に相当する税のうち、その計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除すること。

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第六条の二 法第十条の第五項の規定による届出書の提出をする者（内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第六条の四第一項各号、第六条の十五第五項及び第六条の十六第一項において同じ。）である特定法（法第十条の五第八項第四号に規定する特定注人をいう。以下第六条の六までにおいて同じ。）のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者（次条から六条の六までにおいて「実質的支配者」といい、その同項第七号に規定する居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。次項において同じ。）は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

（同じ）を行ふ際、その提出する報告金融機関等（法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）の営業所等（法第十条の五第八項第十八号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者で法人番号保有者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。第六条の四第二項各号及び第六条の十六第二項において同じ。）に該当するものが法第十条の五第一項の特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであるとの確認をした場合には、前項の規定にかかるらず、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しては、同項に規定する総務省令、財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引（平成二十九年一月一日以後に行われる特定取引をいう。以下この項及び第六条の六第十八項第五号において同じ。）を行ふ者のうち、当該新規特定取引を行う日において

場合又は同項の規定により提出された申請書類(同項の添付書類を含む。)若しくは同条第十一項の規定により提出された書類に虚偽の記載があつた場合とする。
(還付加算金を付さないこととする要件等)

に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。」を有する場合には、法第十条の五第一項の特定取引（同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）

当該報告金金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた既存特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われた特定取引（特定取引につき法第十条の五第一項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。））をいう。以下この項及び同号において同じ。）に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第十条の五第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該新規特定取引について令和七年十二月三十一日に行われた特定取引とみなし、かつ、当該新規特定取引について当該既存特定取引に係る住所等所在地国（同条第一項に規定する住所等所在地国をいう。以下この項、次条、第六条の五及び第六条の六において同じ。）と認められる国又は地域が特定された日において当該住所等所在地国と認められる国又は地域と同一の国又は地域が特定されたものとみなして、法第十条の五の規定を適用する。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第三項の規定により、当該新規特定取引を行う際、同条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認が行われないと。

二 前号に掲げるもののほか、当該新規特定取引を行う際、その他法令の規定による当該既存特定取引を行つた者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるもの更新の手続が行われないこと。

法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。第六条の四及び第六条の五において同じ。）を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出済届出書」という。）を提出した後に当該提出済届出書に係る特定取引に係る契約を締結している報告金金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかわらず、新規届出書（同項に規定する届出書をいう。以下この項において同じ。）の提出を要しない。この場合において、当該特定取引を行う者は、当

該特定取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項、第六条の四第一項及び第六条の五において同じ。）として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者又は同条第二項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出済届出書」といふ。）を提出した後に報告金融機関等（当該提出済届出書に係る同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をしている同項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等に該当するものに限る。）との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、同条第一項に規定する異動を生じた場合に該当しないときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかるらず、新規届出書の提出を要しない。この場合において、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

（既存特定取引契約者等の住所等所在国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の三 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者につき、その保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報を、号イに掲げるものに限る。（以下この項において同じ。）があつたときは、当該個人既存低額特定取引契約者に係る各住所等所在国情報を基づき、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

報告金融機関等は、前項の規定による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）において同じ。

五号口に掲げるるものに限る。)のみがあつたときは、その保存している特定取引契約関係書類(特定取引を行つた者との間で締結している当該特定取引に係る契約に関する書類として総務省令、財務省令で定めるものをいう。第七項において同じ。)により当該個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認しなければならない。ただし、当該報告金融機関等において当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報(報告金融機関等の記録にある個人既存特定取引契約者の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報をいう。以下この項及び第七項において同じ。)を第一項の規定による検索をした特定取引データベースに記録し、及び保存することとされている場合には、当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報のうちその記録し、及び保存することとされているものについては、確認することを要しない。

報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、その保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を検索し、その保存に関する住所等所在地国情報を検索し、その保存している特定取引契約関係書類により当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、及び当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該報告金融機関等の特定業務担当者（報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言その他の総務省令、財務省令で定める行為に関する業務を担当する者をいいう。第十八項第二号及び第六条の六において同じ。）から当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を聴取しなければならない。この場合において、第三項ただし書の規定は、当該報告金融機関等において当該個人既存高額特定取引契約者に係る記録情報をそのままする当該特定取引データベースに記録し、及び保存することとされているときについて準用する。

報告金融機関等は、前項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）があつたときは、当該検索、確認及び聴取ごとの当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報に基づき、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地域と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

報告金融機関等は、第七項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）のみがあつたときは、当該個人既存高額特定取引契約者に対し、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者（特定取引を行つた者が特定組合員等（法第十条の五第八項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この条、第六条

の五第七項、第六条の六第九項、第十項及び第十七項第一号並びに第六条の十四第一項第一号において同じ。)である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの。以下この項並びに第六条の六第九項及び第十項において「法人既存特定取引契約者等」という。)に係る本店所在地国情報(本店又は主たる事務所の所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。)があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があつた場合には、当該本店所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 前項の規定により同項の法人既存特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等は、当該法人既存特定取引契約者(当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他総務省令、財務省令で定める場合における当該法人既存特定取引契約者に限る。以下第十四項までにおいて同じ。)が特定法人に該当する場合には、当該法人既存特定取引契約者に対し、法第十条の五第一項の規定による届出書における当該法人既存特定取引契約者による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

前項の報告金融機関等は、その保存している記録により法人既存特定取引契約者(人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第二十二項第二号において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)が特定法人に該当するかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は、当該記録により当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したとき(公開されている情報に基づき当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したときを含む。)を除き、当該法人既存特定取引契約者は特定法人に該当するものとして、前項の規定を適用する。

報告金融機関等は、第十一項の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等の保存している記録により第十一項の法人既存特定取引契約者による実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者（第十二項の規定により当するものとされた特定法人のうち、当該報告金融機関等との間に締結している次の各号に掲げる特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額が、当該各号に定める日において一億円以下である場合における当該各号に掲げる特定取引に係る契約を締結しているものに限る。（以下この項において同じ。））に係る確認記録等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項に規定する確認記録その他總務省令、財務省令で定める記録をいう。（以下この項及び第六条の六第十三項において同じ。））を保存しているときは、前項の規定にかかわらず、当該確認記録等（直近の住所等所在国情報に係る部分に限る。）に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定することができる。

一 令和七年十二月三十一日以前に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引 同日

二 令和八年一月一日以後に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引 当該特定取引を行つた日

定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百円以下である場合、令和八年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

二 特定取引（令和八年一月一日以後に法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つたものに限る。（以下この号において同じ。）を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合、同日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

報告金融機関等は、特定取引（第六条の八第一号亦に規定する保険契約及び同号ヘに規定する共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）の支払を除く。以下この項及び第二十二項第三号において「対象特定取引」という。）で次に掲げる要件の全てを満たすものに係る契約については、令和八年一月一日以後に当該対象特定取引を行つた者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

一 令和八年一月一日前三年以内に対象特定取引を行つた者との間で当該対象特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

二 令和八年一月一日前六年以内に対象特定取引を行つた者との間で電話その他の方法による当該対象特定取引を行つた者からの通信がないこと。

三 令和七年十二月三十一日における対象特定取引に係る特定取引契約資産額が十万円以下であること。

報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により個人既存低額特定取引契約者につきその住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合には、第一項から第六項までの規定にかかわらず、当該個人既存低額特定取引契約者につき第七項から第九項までの規定を適用することができる。

している個人既存特定取引契約者は又は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者にあっては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

口 当該報告金融機関等（法人に限る。口において同じ。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で、外国の法令に準拠しない。報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の九第一項第六号及び第七号において同じ。）以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

(1) いれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係

(2) 同一の者が当該報告金融機関等及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係

二 当該報告金融機関等の特定業務担当者から聴取をする方法 次に掲げる契約

イ 当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約

ロ 当該個人既存特定取引契約者がその事業經營を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める法人が当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約

前項第一号ロ（1）又は（2）に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げ

二 法第十条の五第二項第一号の特定取引による契約を締結している者で法人番号保有者に該当するものが同条第三項の規定により届出書を提出する場合

第六条の五 法第十条の五第六項に規定する届出書等（以下この条において「届出書等」といいう。）の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。以下この項において同じ。）につき、その保存している記録に追加される当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報（法第十条の五第六項に規定する新情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。

届出書等の提出を受けた報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求を行った場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その保存している記録により特定対象者（当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防

止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定取引を行つた法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他第六条の三第十一項に規定する総務省令財務省令で定める場合における当該法人に限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報（第六条の三第二十四項第五号に規定する住所等所在地国情報をいう。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）があるかどうかを確認し、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。当該特定の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、次に掲げる新情報（当該特定の基因となつたものに限る。）を取得した場合も、同様とする。

一 特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに関する新情報

二 特定対象者（特定法人に限る。）に実質的支配者があるかどうかに関する新情報

3 届出書等の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。以下この項において同じ。）につき、その保存している記録に追加される当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報（住所等所在国情報に限る。以下この項において同じ。）を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならない。当該特定（前項の規定による特定を含む。以下この項において同じ。）の時から同条第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。

新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該要求の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間は、当該特定対象者は特定法に該当するものとして、前二項の規定を適用する。

5 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該届出書等を提出した者は同号に掲げる者に該当するかどうかに閑さず、第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となるた同号に掲げる者に該当するかどうかに閑さず、第十条の六第一項の規定を適用する。

6 第十条の三第二十一項の規定は、法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地域と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。

7 法第十条の五第六項に規定する政令で定める契約は、個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約とし、同項に規定する政令で定める日は、新情報の取得の日から三月を経過する日とする。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地域と認められる国又は地域の再特定手続）

第六条の六 報告金融機関等は、法第十条の五第五項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次項及び第四項から第八項までの規定適用がある場合を除く。）には、同条第二項第七号の特定取引を行つた者に対し、同条第三項第一号の規定による届出書の提出及び書類の提示を主たるよう求めなければならない。

2 第十条の三第二項（同条第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定又はこの項から第四項までの規定による届出書の提出及び書類の提示を主たる規定により個人既存低額特定取引契約者の（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者を除く。）に

額特定取引契約者をいい、同条第十七項の規定により同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。)に係る住所等所在地国情報又は新情報(同条第二十四項第五号に掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。)に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報(同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。)を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一 当該既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域に代えて、当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定すること。

二 当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定すること。

第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたことにより、当該個人既存低額特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは(当該個人既存低額特定取引契約者が同条第二十四項第一号ロに掲げる者に該当する場合にあつては、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき)は、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域に代えて、同条第一項から第四項までの規定に準じて当該個人既存低額

投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為（次号及び第六号において「投資運用業」という。）として行う場合に限る。）イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社 口 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二条第十项に規定する投資法人 ハ 株式会社、合名会社、合资会社又は合同会社

二 外国法令に準拠して設立された法人でイからハまでに掲げる法人に類するもの

五 次に掲げる組合又は団体（その財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例外業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。）の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条规定第一項に規定する組合契約

当該組合契約によつて成立する組合の業務を執行する組合員

口 匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。口において同じ。）当該匿名組合契約に基づいて出資を受ける者

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約 当該投資事業有限責任組合契約によつて成立する組合契約 第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約による契約の締結

（1）資金決済に関する法律第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第一号に規定する流通性その他の事情を勘査して内閣府令で定めるもののうち総務省令、財務省令で定めるものを除く。）

（2）資金決済に関する法律第二条第六項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これららの代価の弁済のために特定の者に對して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第七項に規定する者）

ホ 外国におけるイからニまでに掲げる契約に類する契約 当該契約によつて成立する団体に係るイからニまでに定める者に類する者

六 信託（委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を行ふ行為（次号及び第六号において「投資運用業」という。）として行う場合に限る。）の受託者

二 前項第三号から第六号までに掲げる者が同項に規定する総務省令、財務省令で定める要件を満たした場合には、その者は、総務省令、財務省令で定める日後、報告金融機関等に該当するものとする。

三 法第十条の五第八項第二号に規定する政令で定める者は、第一項第五号に掲げる者とし、同条第八項第二号に規定する政令で定める場所は、第一項第五号イからホまでに掲げる契約によつて成立する組合又は団体の事務所とする。（特定取引の範囲）

四 法第十条の五第八項第三号に規定する政令で定める取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める取引（報告を免れるおそれがない取引として総務省令、財務省令で定める取引を除く。）とする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる者との間で行われる場合 次に掲げる取引イ 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結

ロ 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の預入れを内容とする契約の締結

ハ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一号から第三号までに掲げるもの（同項第一号に規定する無尽に係る契約の締結）

二 次に掲げるものの管理に関する契約の締結（イに掲げる取引を除く。）

（1）資金決済に関する法律第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第一号に規定する流通性その他の事情を勘査して内閣府令で定めるもののうち総務省令、財務省令で定めるものを除く。）

（2）資金決済に関する法律第二条第六項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これららの代価の弁済のために特定の者に對して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第七項に規定する者）

五 通貨建資産に限るものとし、同条第五項の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を行ふ行為（次号及び第六号において「投資運用業」という。）として行う場合に限る。）の受託者

二 前条第一項第四号に掲げる者との間で行われる場合 株式の取得その他の総務省令、財務省令で定める行為による同号に掲げる法人との間の法律関係の成立

三 前条第一項第五号に掲げる者との間で行われる場合 同号に掲げる契約の締結

四 前条第一項第六号に掲げる者との間で行われる場合 信託行為、信託法（平成十八年法律第八百八号）第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立

五 前条第一項第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。（特定取引を行う特定法人の範囲）

ハ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二条）第十二条第一項第十号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは百条の二第一項第一号又は消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号に規定する共済に係る契約（トにおいて「共済に係る契約」という。）の締結

ト 保険契約又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金・満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取

チ 信託（前条第一項第六号に規定する信託を除く。）に係る契約（金銭及び有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する金融有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）以外の財産のみを信託財産とする定めのあるものを除く。）の締結

リ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結

ヌ 金銭若しくは資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結）

六 に規定する権利又は資金決済に関する法律第一条第十四項に規定する暗号資産（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に関する預託をするものに限り、）の預託をする内容とする契約

二 前条第一項第四号に掲げる者との間で行われる場合 株式の取得その他の総務省令、財務省令で定める行為による同号に掲げる法人との間の法律関係の成立

三 前条第一項第五号に掲げる者との間で行われる場合 同号に掲げる契約の締結

四 前条第一項第六号に掲げる者との間で行われる場合 信託行為、信託法（平成十八年法律第八百八号）第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立

五 前号に掲げる法人（同法第二条第十三号に規定する収益事業を行つていいものに限り、）

六 外国報告金融機関等以外の報告金融機関（法人に限る。）

七 外国の法令に準拠して設立された法人（外国報告金融機関等を除く。）で前号に掲げる

(同一の組織して「レバ幸会支那事務所が統一してた」と、「係る資産の価額、当該」とあるのは、「終了」の事実、当該報告対象契約に係るとして、同項の規定を適用する。
(暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等)
第六条の十五 第六条の二第一項及び第二項の規定は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人（同条第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）のうち、当該特定法人に係る法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者（次条第一項において「実質的支配者」といい、その法第十条の

て同じ。)をしている報告暗号資産交換業者等(法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次項、第六条の十七、第六条の二十一及び第六条の二十四第三項において同じ。)との間でその営業所等(法第十条の九第五項第二号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。)を通じて暗号資産等取引を行う場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該暗号資産等取引について同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該暗号資産等取引を行う者は、当該暗号資産等取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国(同条第五項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された法第十条の九第一項に規定する届出書の提出をしたもののみなす。

イ 第六条の七第一項第五号イからニまでに掲げる契約 当該契約によつて成立する組合の主たる事務所の所在地
口 第六条の七第一項第五号ホに掲げる契約 約 当該契約によつて成立する団体の国内で有する事務所等の所在地
一 法第十条の六第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。
一 第六条の三第五項（第六条の六第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第五項に規定する個人既存低額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約
二 第六条の三第九項（第六条の六第八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第九項に規定する個人既存高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約 報告対象契約（法第十条の六第一項に規定す

九第五項第七号に規定する居住地国が外国であるものに限る。)があるものに限る。)が法人番号を有する場合について準用する。この場合において、第六条の二第一項中「第十条の五第一項の特定取引(同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)を行ふ」とあるのは、「第十条の九第一項の規定による届出書の提出の」と、「報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までとあるのは、「報告暗号資産交換業者等(同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この項及び次項)と、「当該報告金融機関等」とあるのは、「当該報告暗号資産交換業者等」と、同条第二項中「第十条の五第一項の特定取引を行ふ」とあるのは、「第十条の九第一項の規定による届出書の提出の」と、「報告金融機関等」とあるのは、「報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律
四条第三項の規定により、当該暗号資産等取引を行う際、同条第一項又は第二項（これら）の規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認が行われないこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該暗号資産等取引を行う際、その他の法令の規定による当該提出済届出書に係る暗号資産等取引を行つた者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるものの更新の手続が行われないこと。
法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出済届出書」という。）を提出した後に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、同条第四項に規定する異動を生じた場合に該当しないときは、その者は、当該各号の暗号資産等取引について法第十条の九第一項の規定にかかるらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、第一号の暗号資産等取引を行う者にあつては当該暗号資産等取引を行う際、第二号の暗号資産等取引をして、生じた日の前日）に、当該提出済届出書のうちは直に提出されたものに法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国として記載された同条第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

一 令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等（当該提出済届出書に係る法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等（同項第一号に規定する報告金融機関等をいう。第六条の二十二において同じ。）との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている場合

（法人に係る異動届出書の提出）
二 令和七年一二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている場合

十条の九第一項の規定により届出書を提出した者（内國法人である特定法人に限る。次項において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第二項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。次項において「異動を生じた場合」という。）に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

前条第一項（第六条の二第二項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（前項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第五項第七号に規定する居住地国をいう。第三項において同じ。」と、「第十条の五第四項の規定による異動届出書」とあるのは、「第十条の九第二項の規定による異動届出書(同項に規定する異動届出書をいう。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「通じて特定取引」とあるのは、「通じて暗号資産等取引(同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項及び第五項において同じ。)」と、「当該特定取引」とあるのは、「当該暗号資産等取引」と、「その他第六条の三第十一項に規定する」とあるのは、「その他」と、「第六条の三第三十四項第五号に規定する住所等所在地区情報」とあるのは、「現在の住所若しくは居所その他の総務省令、財務省令で定める情報又は報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている者宛ての第六条の三第三十四項第五号口に規定する郵便物を受け取る場所としてその者(その代理人を含む。)により指定されている郵便局(同号口に規定する郵便局をいいう。以下この項において同じ。)若しくは外国における郵便局に相当するもの所在地その他総務省令、財務省令で定める情報」と、同項第一号中「特定取引」とあるのは、「暗号資産等取引」と、同条第三項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「同条第四项」とあるのは、「同条第二項」と、同条第四項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、同条第五項中「特定取引」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「第六条の十四第一項第一号」とあるのは、「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「第十条の六第一項」とあるのは、「第十条の十第一項」と読み替えるものとする。

二項第一号から第三号までに掲げる行為のいづれかを業として行う者に限る。)とする。
一 資金決済に関する法律第二条第十六項に規

一 項第一号から第三号までに掲げる行為のいづれかを業として行う者に限る。)とする。

一 資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者

二 資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第六十一条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。)

三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者

(暗号資産等取引の範囲)

第六条の十九 法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定めるものは、資金決済に関する法律第二条第四項に規定する暗号資産、同条第五項第四号に掲げるもの又は金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するもの(資金決済に関する法律第二条第十四項各号に掲げる財産の価値に限る。)とする。

法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 暗号資産等(法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。)の売買

二 暗号資産等との交換

三 前二号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

四 暗号資産等の移転又は受入れ

(暗号資産等取引を行う特定法人の範囲)

第六条の二十 第六条の九の規定は、法第十条の九第五項第四号に規定する政令で定める法人について準用する。この場合において、第六条の九第一項第六号中「限り」とあるのは「限るものとし、第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者を除く」と、同項第七号中「外国」(報告対象国その他相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域を除く。第十一号において同じ。)とあるのは「外国」と読み替えるものとする。

(暗号資産等取引を行った者の範囲)

第六条の二十一 第六条の十の規定は、法第十条の九第五項第六号に規定する政令で定める契約について準用する。

(実質的に暗号資産等取引を行つた者の範囲)

一 報告暗号資産交換業者等に類するもの
二 報告金融機関等に類するもの

第六条の二十三 第六条の十三の規定は、暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合の届出書の提出等)
第六条の二十四 第六条の十四第一項（第一号に
係る部分に限る。）の規定は、法第十条の十第一項に規定する政令で定める者について準用する。
この場合において、同号中「第六条の九第一項
合等」とあるのは、「売買されている組合等（注
一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第六
条の二十において準用する第六条の九第一項
一号から第三号まで」と、「売買されている組
合等」とあるのは、「売買されている組合等（注
第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げる
ものをいう。以下この号において同じ。）」と
「特定組合員等」とあるのは、「特定組合員等
(法第十条の九第五項第六号に規定する特定組
合員等をいう。以下この号において同じ。)」と
と、同号イ中「第六条の九第一項第一号」と
るのは、「第六条の二十において準用する第六
条の九第一項第一号」と、同号ロ中「第六条の九
第一項第二号イ」とあるのは、「第六条の二十に
おいて準用する第六条の九第一項第二号イ」レ
読み替えるものとする。

一 その年の十二月三十一日において報告対象
契約を締結している場合
二 その年中に終了した当該報告暗号資産交換

欄一	欄二	欄三	欄四
國稅通則施行政令	第十條	付したるを納付	の任意提供（租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税約等実施特例法」という。）第十一條第六項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による金銭又は証券の提供をいい、同条第一項に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付

項 第七 第一 条十	項 第の五 第六二条十		項 第の五 第二二条十			
が完納 される國税 が完納 される國税 が完納 される國税	担保の 提供さ れる る	額 及び 納付す る	年度、 税目、 納期限	一時に 納付の べき者	納付に した を含む。 以下同じ。) を した	
相手国等に納付する	相手国等に納付する	前項第 二号か ら第四 号まで に掲げ る事項	相手国等 (租税条約等実施特例法 実施特例法第二条第三号 (定義) に規定する 相手国等をいい、租税 条約等実施特例法第十 一条第一項 (相手国等 の租税の徴収の共助) に規定する共助対象外 國租税の滞納処分費に あつては、我が國とす じ。) に一時に 共助対象外国租税 (租 税条約等実施特例法第 十一条第一項に規定す る共助対象外國租税を いい、その滞納処分費 を含む。以下同じ。) の 名称及び金額その他の 共助対象外国租税を特 定する事項、当該金額 のうち当該猶予を受け ようとする金額並びに 当該猶予を受けようと する期間	相手国等 (租税条約等実施特例法 実施特例法第二条第三号 (定義) に規定する 相手国等をいい、租税 条約等実施特例法第十 一条第一項 (相手国等 の租税の徴収の共助) に規定する共助対象外 國租税の滞納処分費に あつては、我が國とす じ。) に一時に 共助対象外國租税 (租 税条約等実施特例法第 十一条第一項に規定す る共助対象外國租税を いい、その滞納処分費 を含む。以下同じ。) の 名称及び金額その他の 共助対象外国租税を特 定する事項、当該金額 のうち当該猶予を受け ようとする金額並びに 当該猶予を受けようと する期間	相手国等 (租税条約等実施特例法 実施特例法第二条第三号 (定義) に規定する 相手国等をいい、租税 条約等実施特例法第十 一条第一項 (相手国等 の租税の徴収の共助) に規定する共助対象外 國租税の滞納処分費に あつては、我が國とす じ。) に一時に 共助対象外國租税 (租 税条約等実施特例法第 十一条第一項に規定す る共助対象外國租税を いい、その滞納処分費 を含む。以下同じ。) の 名称及び金額その他の 共助対象外国租税を特 定する事項、当該金額 のうち当該猶予を受け ようとする金額並びに 当該猶予を受けようと する期間	相手国等 (租税条約等実施特例法 実施特例法第二条第三号 (定義) に規定する 相手国等をいい、租税 条約等実施特例法第十 一条第一項 (相手国等 の租税の徴収の共助) に規定する共助対象外 國租税の滞納処分費に あつては、我が國とす じ。) に一時に 共助対象外國租税 (租 税条約等実施特例法第 十一条第一項に規定す る共助対象外國租税を いい、その滞納処分費 を含む。以下同じ。) の 名称及び金額その他の 共助対象外国租税を特 定する事項、当該金額 のうち当該猶予を受け ようとする金額並びに 当該猶予を受けようと する期間
租税条約等実施特例法 第十一條第十一項 (相 手国等の租税の徴収の 共助) の規定により共 助の終了の決定がされ かつ、共助対象外国租	租税条約等実施特例法 第十一條第十一項 (相 手国等の租税の徴収の 共助) の規定により共 助の終了の決定がされ かつ、共助対象外国租					

令行施法収徵税国									
第十 四 二	号第二び号第一条第十 一項第及二項第四二	二項第一二び号第十 号第一条第十第及二条二		二項第九第 号第一条十	九 条 十	項第八 第一條十			
務者又 納稅義 第二次	額及び 金額、 納期限	額及び 金額、 納期限		額及び 金額、 納期限	納付の 通知書	規定す る納付	納付に された こと	任意提供に が消滅したこと	税の滯納処分費の全額
保証人	名称及び 金額その他の 共助対象外國租 税を特 定する事項	名称及び 金額その他の 共助対象外國租 税を特 定する事項		名称及び 金額その他の 共助対象外國租 税を特 定する事項	提供の 通知書	規定する 提供通知書			

号 第一条十第 二項 第二五	号 第十第 一 条五	三 三 条十第 項 第の二四	二 項 第六三び号 第一条十第一項 第十第号 第一条十第 二号 第一条十第及二項第三三、第一条三、二項第七二	五 条 項 第	
額 及 び 納 税 年度、 期 限	び 税 年度及	税 よる 納	額 及 び 納 税 年度、 期 限	務 納付 べき 義	人 は保 証
定する事項 名稱及び金額その他の 共助対象外國租税を特 定する事項	項 外國租税を特定する事 名稱その他の共助対象	よる徵収	名称及び金額その他の 共助対象外國租税を特 定する事項	提供（共助対象外國租 税の滞納処分費の納付 を含む。以下同じ。）を すべき	提供をする義務

(国税の徴収の共助に係る地方税法施行令の適用に関する特例)

第八条 法第十一條の二第六項の規定の適用がある場合においては、地方税法施行令第三十五条の十二第一項及び附則第六条の六第一項の規定は、適用しない。

附 則

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一二月一日政令第三〇〇号)

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日政令第八七〇号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月九日政令第三七〇号)

この政令は、平成四年十二月十六日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日政令第一二〇号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇七号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

第五条 (租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この政令の施行の日前に大蔵大臣がした五百三十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第五条第一号に規定する租税条約に基づく合意は、財務大臣がした五百三十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

特例等に関する法律施行令第五条第一号に規定する租税条約に基づく合意とみなす。
附 則 (平成一五年三月三一日政令第一
三九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一六年三月三一日政令第一
〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第十三条の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同条の三に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同条を同令第四十八条の三の三とし、同令第十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分を除く。」並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六

までの改正規定並びに同令附則第四条から第五条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定（「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。）、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条の三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附则第十八条の六の二を削る改正規定（「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附则第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十二条の改正規定並びに附则第二条第三項から第五项まで及び第八項から第十項までで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日

第三条

改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、行令（以下「新令」という。）第六条の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条第二項の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う租税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次条において「新法」という。）第六条の二第一項の特定取引を行う場合についてする。

新令第六条の三第一項の規定は、同条第一項の規定による住所等所在地と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置の規定は、金融機関等による住所等所在地と認め

三

この政令は、令和二年四月一日から施行する。取引を行う者の届出書の提出等に関する措置)

(施行)

則附（令和二年三月三一日政令第二二四号）
行期日

第一
（旅行）

附 則（令和二年三月三一日政令第一二一号）抄
この政令は、令和二年四月一日から施行
（日期）

（第四項の二第一項及び第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の三第一項」を削る改正規定を除く。）及び第十三条の規定 令和三年一月一日

二項第二号ロの項中「第七条の三第一項」を削る改正規定 同条第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の三第一項」を削る改正規定及び同条第八項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の

3 新令第六条の三第一二項の規定は、新法第十三条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等が施行日以後に同条第二項の規定により同条第一項に規定する特定対象者の同条第二項に規定する住所等所在国と認められる国又は地域を特定する場合及び報告金融機関等（旧法第十五条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等）をいう。次項及び附則第五条において同じ。）が旧法第十条の五第一項の規定により特定をした特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。次項及び附則第五条において同じ。）

第三条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の五第二項第一号に規定する特定取引が預金等既存特定取引（平成二十二年十二月三十一日以前に行われた改正法第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第二項の特定取引をいう。以下同じ。）に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、新令第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、同条第十五項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同条第十六項（第三号を除く。）中「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同項第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、同条第二号又は第三号」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」と、同項第三号中「満たす」と、同項第三号中「満たす」とあるのは「満たしていない」と、同条第二十四項第一号イ、第二号イ及び第七号イ中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等（新法及び新令並びに改正法第十五条の規定による改正後の外居居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）をいう。以下同じ。）の規定を適用する。

前項の特定取引のうち、旧令第六条の第三十
五項に規定する保険契約等に該当するものにつ
いては、同項及び同条第二十三項（第二号に係
る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有
する。この場合において、同条第十五項中「平
成二十八年十二月三十一日」とあるのは「平成
二十八年十二月三十一日（法第十条の五第十一
項の規定により同条第二項の規定を読み替えて
適用する場合にあつては、該当日をいう。以下同じ。）」
と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「平
成二十九年一月一日（法第十条の五第十一
項の規定により同条第二項の規定を読み替えて
適用する場合にあつては、該当日の翌日）」と、
同号中「平成二十八年十二月三十一日」とある
のは「平成二十八年十二月三十一日から令和七
年十二月三十一日までの期間内（法第十条の五
第十一項の規定により同条第二項の規定を読み
替えて適用する場合にあつては、該当日」と、
「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二
十九年一月一日」とあるのは「令和八年
年一月一日（同条第十一項の規定により同条第
二項の規定を読み替えて適用する場合にあつて
は、該当日の翌日）」と、「同項各号」とあるの
は「第十五項各号」とする。

3

前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされる旧令第六条の三第二十三項第二号に掲
げる契約については新令第六条の三第二十二項
に規定する特定取引に係る契約で政令で定める
ものと、同号に定める日については同項に規定
する政令で定める日とそれぞれみなして、新法
等の規定を適用する。

（法人に係る任意届出書の提出等に関する経過
措置）

項において同じ。)の規定は、施行日以後に同条第十七項第一号の新情報を取得する場合又は施行日以後に同項第二号に規定する場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十七項第一号の新情報を取得した場合又は施行日前に同項第二号に規定する場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

2 新令第六条の六第十七項各号の特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合(新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。)には、新令第六条の六第十七項各号中「令和七年十一月三十一日」とあるのは、「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等の規定を適用する。

3 新令第六条の六第十八項(第四号に係る部分に限るものとし、次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十八項第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

4 新令第六条の六第十八項第四号イの特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合(新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。)には、同号イ中「が令和八年」とあるのは、「が平成二十九年」と、「令和七年十一月三十一日」とあるのは、「当該各年の十二月三十一日」と、「当該各年」とあるのは、「令和八年以後の各年」として、新法等の規定を適用する。
(報告金融機関等の範囲等に関する経過措置)

第六条 新令第六条の七第一項及び第六条の八の届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧法第十条の五第一項の届出書を提出した場合については、なお従前の例による。
(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)

第七条 新令第六条の十四第一項の規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について新法第十条の六第一項に規定する特定取引を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供につ

いて適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において旧法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。